

## 新潟県条例第36号

新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の22第1項並びに法第25条の30第1項</u>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p><b>第2条</b> <u>法第25条の22第1項</u>の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(構造の基準)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第25条の30第1項</u>において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p><b>第8条</b> <u>法第25条の30第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の10第1項並びに法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p><b>第2条</b> <u>法第25条の10第1項</u>の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(構造の基準)</p> <p><b>第3条</b> <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p><b>第8条</b> <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

### 附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。